

19

総合規制改革会議

2001年4月、総理大臣の諮問機関として内閣府に発足。宮内義彦議長（オリックス株式会社会長兼グループCEO）を始めとする15名の委員が、我が国の規制改革全般について審議を行います。政府は総合規制改革会議の「答申」を踏まえて、規制改革の実現を図ります。

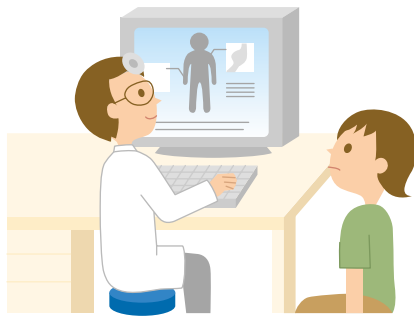
1 医療分野

IT化の推進

（レセプトの電子請求の普及促進・オンラインによる請求解禁、電子カルテ等の院外保存容認など）

保険者によるレセプトの直接審査・支払いの解禁

医療機関の広告規制の大幅な緩和
（治療方法など医療サービスの内容が広告可能に）



2 福祉分野

ケアハウス等への株式会社参入促進
公立保育所の公設民営方式による運営の促進
幼稚園と保育所の連携の推進



3 教育分野

職業実務教育大学院への株式会社参入
大学設置における校地面積基準、
自己所有比率規制の大幅な緩和
コミュニティスクール導入に向けた
制度整備（2003年中に結論）



4 労働分野

職業紹介規制の緩和

（求職者からの手数料徴収の規制緩和、有料職業紹介事業所の許可手続の簡素化など）

派遣労働の見直し

（「物の製造」を含め対象業務の拡大、派遣期間の延長など）

裁量労働制の拡大

（対象事業場の拡大、大幅な手続きの簡素化など）



「答申」で進展した規制改革の例(第1次答申：2001年12月、第2次答申：2002年12月)

5 都市再生分野

民間提案型の都市計画手続の導入
建築物の形態規制(高さ制限、容積率制限など)
の合理化
マンション建替え円滑化法の制定
(マンション建替組合の設立、権利変換手法の導入
など)
マンション建替え要件の緩和
(建替え要件を4/5要件のみに)

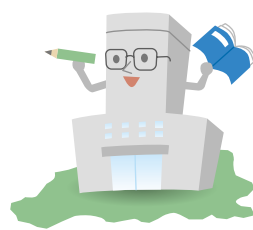


7 構造改革特区

「構造改革特区」制度の提案
(申請・認定等の内閣における手続・決定プロセスの
一元化、幅広い規制の特例措置からの地方自治体
による選択、規制の特例措置の定期的な追加)
構造改革特別区域推進本部との密接な
連携



〇〇県



〇〇市

6 公共サービス分野

効率的な公の施設(文化施設など)の管理の
促進

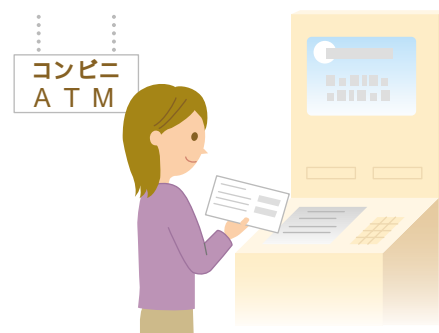
(民間業者による管理も可能に)

駐車違反对応業務の民間委託の拡大

(2003年度中に結論)

納税等の利便の向上

(コンビニ等での地方税納付、ATM・パソコン等での
国税納付、コンビニ・ATM・パソコン等での国民年金
保険料の納付を可能に)



8 その他

燃料電池に関する規制緩和

(水素ガスステーションの保安規制見直しなど)

株式会社創業時の最低資本金制度の緩和

(設立後5年間は最低資本金1000万円を
必要としない)

公正取引委員会における審査体制の強化
(外部人材の受け入れ、審査部門の人員の充実など)

信託業法における受託財産制限の緩和

(知的財産権を信託対象に追加)



01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20



20

構造改革特別区域推進本部

2002年7月、総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする構造改革特別区域推進本部が発足。構造改革特別区域法（2002年12月公布）に基づき、各自治体から年4回の特区申請の受付を行い、地域の特性に応じた規制改革が実現されます。また、年2回、自治体や民間事業者等から提案を受け付け、特区で規制の特例措置が講じられるメニューを追加します。

教育特区

株式会社やNPOによる学校の設置・運営を認めたり、市町村による社会人等の教員への採用、授業を英語で実施することや小中高一貫教育等多様な教育カリキュラムを認める特区
幼稚園と保育所の一体的運用等を促進する特区



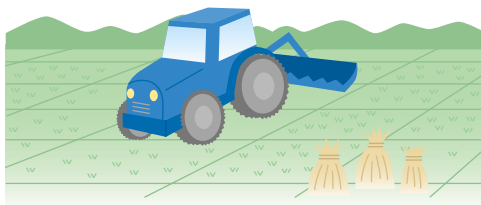
国際交流特区

外国人技術者・観光客・留学生等の受け入れを拡大するために、ビザ関連の制度等の特例措置の導入を図る特区



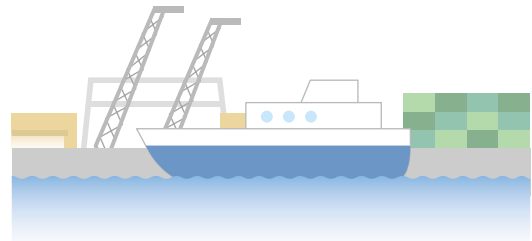
農村活性化特区

株式会社が農業経営を行ったり、地域の実情に応じた農地取得を容認することなど、多様な経営形態による農業を認め、農業への新規参入を促進する特区
農家民宿に関連する諸規制や「どぶろく」の製造のための免許要件を緩和することなどにより、グリーンツーリズムを促進する特区



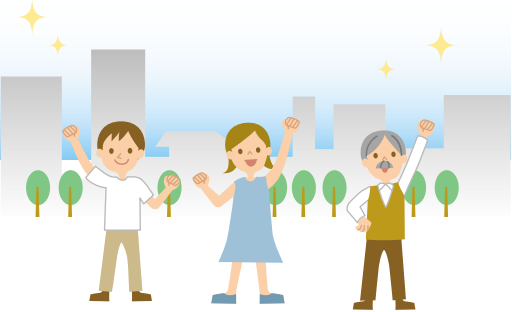
国際物流特区

国際競争力のあるサービスとコストを実現するために、通関業務の24時間・365日化への対応、民間企業による総合保税地域や公共コンテナターミナルの運営などを行う特区



まちづくり特区

違反広告物の簡易除却の対象拡大によるまちの景観向上、地方公共団体と警察等が協議して定めたまちづくりの計画に基づく交通規制の実施等を行う特区



地方行革特区

地方における行政コストの削減や行政サービスの向上を実現するため、地方公務員の勤務形態の弾力化や公的業務の民間への委託を図る特区



福祉特区

特別養護老人ホームについて、公設民営方式又はPFI方式により株式会社が施設運営を行うことを認める特区



新エネルギー・リサイクル特区

風力発電、燃料電池、燃料電池自動車等の次世代エネルギー関連技術やリサイクル産業の普及、振興を図る特区



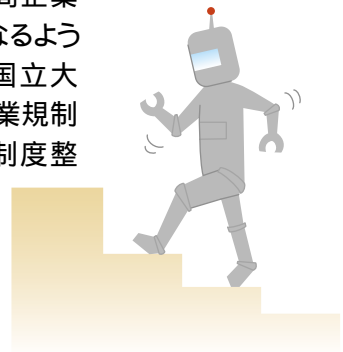
医療特区

医療サービスにおける国民の選択肢を増やすために株式会社の医療への参入を図る特区



産学連携特区

大学や研究機関を核として、それらの知的資産をIT、バイオ、ロボット、ロケット等の新規産業に結びつけるため、ロボットの歩行実験のための道路使用の容認、国立大学等の試験研究施設を民間企業が利用し易くなるような要件緩和、国立大学教員等の兼業規制の緩和などの制度整備を図る特区

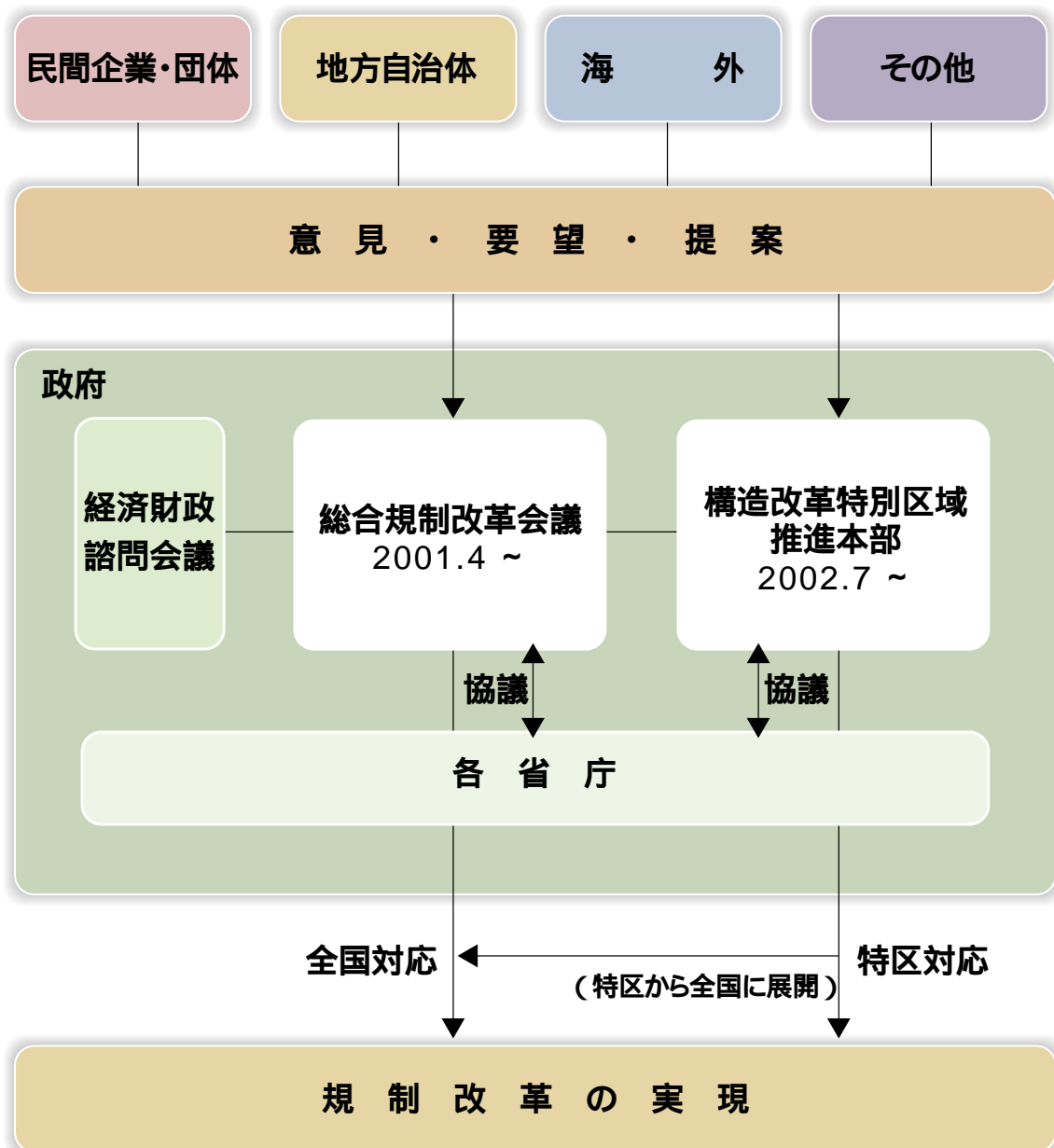


「さらに進む規制改革」

我が国の経済は、90年代以降長期にわたって停滞を余儀なくされています。こうした状況を打破し、日本経済本来の活力を取り戻すため、政府は「改革なくして成長なし」の考え方のもと、「金融システム改革」、「歳出改革」、「税制改革」、「規制改革」という、いわゆる「四本柱」の改革に取り組んでいます。

「規制改革」については、民間や地方のニーズを十分に踏まえた取り組みを行なってきましたが、さらに「構造改革特区」という考え方も導入し、地域の特性に応じて規制の特例を認めることになりました。

政府の推進体制



内閣府総合規制改革会議事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎2階
TEL 03-5501-2808 ~ 2810 FAX 03-3540-0651
<http://www8.cao.go.jp/kisei/index.html>

構造改革特区については

内閣官房構造改革特区推進室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 第23森ビル6階
TEL 03-5521-6611(直通) FAX 03-3500-0560
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>